

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本産業保健法学会(以下、「学会」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、寄附金は次の2種類とし、それぞれ以下の通り定義する。

- 一 一般寄附金 使途が特定されていない寄附金
- 二 使途特定寄附金 使途をあらかじめ特定して公募し、受領する寄附金

(受入基準)

第3条 学会は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する寄附金は受け入れることができなないものとする。

- 一 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件が附されているとき
 - イ 寄附者に対して寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附金の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附金の全部または一部を取り消すことができること
 - 二 寄附された寄附金または寄附により取得した財産を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他代表理事が学会の運営上支障があると認める条件
- 二 寄附金を受け入れることにより、学会の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第4条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時

(受入手続き)

第4条 寄附金を学会に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 学会は、前項により寄附金の申込を受領したときは、事務局担当理事により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受入れの可否を決定し、理事会へ報告する。
- 3 事務局担当理事は寄附金の受入れの可否を、寄附者に対して速やかに通知する。

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、原則として礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、学会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。